

令和5年2月草津栗東行政事務組合議会定例会会議録

令和5年2月17日（金）開会

1. 議事日程

第1. 会議録署名議員の指名

第2. 会期の決定

第3. 議員提出第1号

【草津栗東行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例案】

提案説明（議員提出）

質疑・討論・採決

第4. 議第1号

【令和5年度草津栗東行政事務組合一般会計予算】

提案説明（管理者提出）

質疑・討論・採決

第5. 議第2号から議第6号まで

【草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会の設置および運営に関する条例の一部を改正する条例案
他4件】

提案説明（管理者提出）

質疑・討論・採決

1. 会議に付議した事件

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期の決定

日程第3. 議員提出第1号

【草津栗東行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例案】

提案説明（議員提出）

質疑・討論・採決

日程第 4 . 議第 1 号

【令和 5 年度草津栗東行政事務組合一般会計予算】

提案説明（管理者提出）

質疑・討論・採決

日程第 5 . 議第 2 号から第 6 号まで

【草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会の設置および運営に関する条例の一部を改正する条例案 他 4 件】

提案説明（管理者提出）

質疑・討論・採決

1 . 会議に出席した議員（6 名）

1 番 井 上 薫

2 番 遠 藤 覚

3 番 奥 村 恭 弘

4 番 川 嶋 恵

5 番 里 内 英 幸

6 番 武 村 賞

1 . 会議に欠席した議員

な し

1 . 会議に出席した説明員

管 理 者 橋 川 渉

副 管 理 者 竹 村 健

事 務 局 長 鶴 飼 保 彦

事 務 局 総 括 吉 水 信 宏

1 . 議場に出席した事務局職員

書 記 鈴 木 孝 宏

書 記 片 岡 和 也

書 記 川 口 環

開会 午後1時45分

○議長（武村 賞）

ただいまの出席議員は6名であります。定足数に達しております。

それでは、ただいまから、令和5年2月草津栗東行政事務組合議会定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

～日程第1．会議録署名議員の指名～

○議長（武村 賞）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、

3番 奥村 恭弘議員

4番 川嶋 恵議員

を指名いたします。

～日程第2．会期の決定～

○議長（武村 賞）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

～日程第3．議員提出1号～

○議長（武村 賞）

日程第3、議員提出第1号 草津栗東行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例案を上程し、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

3番、奥村恭弘議員。

○3番（奥村 恭弘）登壇

議員提出第1号 草津栗東行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の改正により、地方公共団体の議会については、法律が規定する個人情報の取扱いに係る規律の適用対象とされていませんが、個人の権利、利益の保護という観点から、自律的な対応の下、個人情報の適切な取扱いが行われることが望ましいことから、改正法と同様の内容を条例で定めるため、提案するものでございます。

以上、議員提出第1号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（武村 賞）

以上で、提案者の説明は終わりました。

これより、議員提出第1号議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第43条第1項ただし書の規定により、これを許します。質疑の回数は3回まででありますので御留意ください。

また、発言はそれぞれの自席でされますようお願いいたします。

ただいまのところ通告はございません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

ただいまのところ通告はございません。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議員提出第1号議案を起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出1号 草津栗東行政事務組合議会の個人情報保護に関する条例案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議員提出第1号議案は、原案のとおり可決されました。

～日程第4．議第1号～

○議長（武村 賞）

日程第4、議第1号 令和5年度草津栗東行政事務組合一般会計予算について上程し、議題といたします。

提案者の説明を求めます。

橋川管理者。

○管理者（橋川 渉）登壇

本日ここに草津栗東行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜り、ありがとうございます。

ただいま上程をいただきました議第1号令和5年度草津栗東行政事務組合一般会計予算について、説明を申し上げます。

まず、歳入から説明申し上げます。

款1、分担金および負担金につきましては、各市負担金といたしまして、合計1億4,340万9,000円を計上しております。

内訳といたしまして、草津市からの負担金が9,261万4,000円、栗東市からの負担金が5,079万5,000円となっております。

続きまして、歳出について説明を申し上げます。

まず、款1、議会費、項1、議会費につきましては、119万3,000円を計上しております。

主な内容といたしまして、議員6人分の報酬が30万6,000円、会議録作成委託料として16万5,000円でございます。

続きまして、款2、総務費、項1、総務管

理費といたしまして5,817万9,000円を計上しております。

主な内容といたしまして、給与等を含む各種負担金として5,523万8,000円でございます。

続きまして、款2、総務費、項2、監査委員費といたしまして29万円を計上しております。

内容といたしましては、監査委員の報酬が29万円でございます。

続きまして、款3、衛生費、項1、保健衛生費といたしまして8,275万1,000円を計上しております。

主な内容につきましては、環境影響調査業務等に係る委託料が8,247万5,000円でございます。

次に、款4、予備費、項1、予備費といたしまして100万円を計上いたしております。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、適正なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武村 賞）

以上で、提案者の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

ただいまのところ通告はございません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

ただいまのところ通告はございません。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第1号議案について採決をいたします。

お諮りいたします。

議第1号 令和5年度草津栗東行政事務組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議第1号議案は、原案のとおり可決されました。

～日程第5．議第2号から議第6号まで～

○議長（武村 賞）

日程第5、議第2号 草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会の設置および運営に関する条例の一部を改正する条例案から、議第6号 草津栗東行政事務組合行政財産使用料徴収条例案について上程し、一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

橋川管理者。

○管理者（橋川 渉）登壇

議第2号から議第6号までの各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議第2号につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、改正法に基づく条例を新規制定することに伴い、情報公開・個人情報保護審議会の条例において引用している法令および例規の改正を行うものでございます。

議第3号につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正により、これまで国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等で分かれていた制度が一元化され、地方公共団体に対しても、改正後の個人情報の保護に関する法律が直接適用されることになったことに伴い、条例で定めるべき事項につき規定するものでございます。

議第4号につきましては、地方公務員法の改正により、各条例において引用している法律の条項の改正を行うものでございます。

議第5号につきましては、地方公務員法の改正により、管理監督職勤務上限年齢制を導入する必要があることから、規定するものでございます。

議第6号につきましては、地方自治法により、行政財産の使用または公の施設の利用については、使用料を徴収することができること、また、使用料等については、条例で規定する必要があることから、単位および金額を規定するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、適正なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武村 賞）

以上で、提案者の説明は終わりました。これより、質疑を行います。ただいまのところ通告はございません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。次に、討論を行います。ただいまのところ通告はございません。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武村 賞）

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。それでは、ただいま議題となっております議第2号から議第6号までの議案5件を起立により順次採決いたします。

お諮りいたします。

議第2号 草津栗東行政事務組合情報公開・個人情報保護審議会の設置および運営に関する条例の一部を改正する条例案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

議第3号 草津栗東行政事務組合個人情報保護法施行条例案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

議第4号 草津栗東行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議第4号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第5号議案を採決いたします。

お諮りいたします。

議第5号 草津栗東行政事務組合職員の管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議第5号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、議第6号議案を採決いたします。

お諮りします。

議第6号 草津栗東行政事務組合行政財産使用料徴収条例案について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（武村 賞）

御着席ください。

起立全員と認めます。

よって、議第6号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の定例会に付議されました案件は、全て議了されたものと認めます。

この際、管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

橋川管理者。

○管理者（橋川 渉）登壇

先ほど提案申し上げました、議第1号から議第6号までの6議案につきまして、原案どおりの議決を賜り、ありがとうございました。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、今定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御議決いただきました令和5年度予算において、環境影響調査や基本計画の策定等を継続し、火葬場の整備に向けて準備を進めてまいりますので、議員各位におかれましては今後ともより一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりますのでの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（武村 賞）

それでは、これをもちまして令和5年2月草津栗東行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦勞さまでした。

閉会 午後2時02分

草津栗東行政事務組合議会会議規則第81条の規定により、下記に署名する。

令和5年2月17日

草津栗東行政事務組合議会議長 武村 賞

署名議員 奥村 恭弘

署名議員 川嶋 恵